

歯科材料 9 歯科用研削材料
 一般医療機器 歯科用ゴム製研磨材 (70903000)

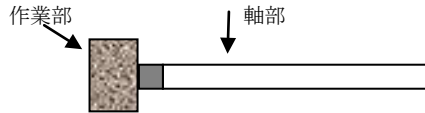
ペルーラダイヤ

【形状・構造及び原理等】

1) 材質

- ①軸部及び基材部 : ステンレス鋼
- ②作業部 ; ダイヤモンド砥粒 ゴム

2) 構造



①軸の規格 JIS T 5504
 ストレートハンドピース用軸 コントラアングル用軸

②作業部 形状

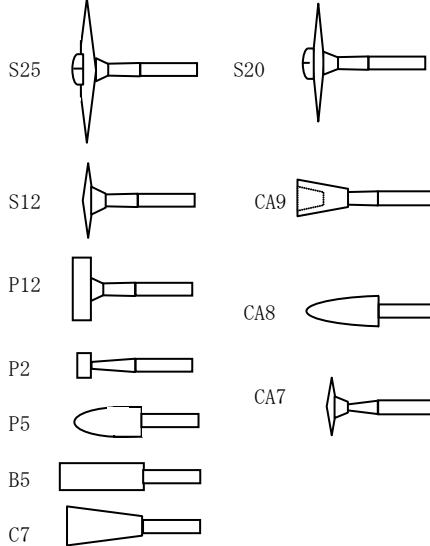


表 1

荒さ	60	80	100	120	170	320	3000	5000
	超研削	粗研削	粗研削	中研削	中仕上げ研削	仕上げ研削	艶だし研磨	超艶研磨

表 2

タイプ	最高回転数 RPM
P5・P2・B5・C7	30000
CA8. 7. 9	30000
P12	20000
S20	15000
S25	10000

【使用目的又は効果】

ゴム基材で結合されたダイヤモンド砥粒研削材で、歯及び歯科補綴物等の研削、研磨に用いる。

【使用方法等】

本材を回転させ、作業部を被研削、研磨物に接触させる。

【使用上の注意】

- 1) 目的外使用の禁止 【使用目的】の用途以外には使用しないこと
- 2) 二次加工の禁止 破損等の原因になるので曲げ、切削、打刻等(改造)の禁止
- 3) 損傷、ひび割れ、変形(軸部のキズ、曲がり 等)がある場合使用を中止すること
- 4) 使用前、使用後に点検を行い、汚染がある場合は完全に除去すること
- 5) 整備点検された歯科用、及び歯科技工用回転駆動装置の内、回転数を指定回転数以下で安定して使用できるものを回転駆動力とすること
- 6) 使用する機械製造者の指定に従って軸を振れ、ガタ、緩み、の無いよう確実にチャッキングさせること
- 7) 本材、及び切粉の飛散に備え保護カバー、集塵等をして周囲の安全を確保すること
- 8) 目の損傷を防ぐために、保護メガネ等を使用すること
- 9) 使用する機械製造者の指定に従って軸を振れ、ガタ、緩み、の無いよう軸長の2/3以上確実にチャッキングさせること
- 10) 表2に記載された最高使用回転数を超えて使用しないこと
- 11) 予め患者の口腔外で回転させて、安全を確認すること
- 12) 本材を資格者以外、使用目的、使用方法を知らない者に使用させないよう適切に管理する事

【保管方法及び有効期間等】

【貯蔵・保管方法】

- ・ 湿気、腐食性薬剤及びその蒸気の暴露を避ける
- ・ 外圧(物理的負荷)及び汚染を避ける
- ・ 無資格者や目的外使用を避けるため適切に保管すること

【包装】

- 1本入り
- 3本入り
- アソート
- セット

【製造販売業者及び製造業者の名称及び住所等】

製造販売元 : 株式会社マシントール中央
 製造元 : 株式会社マシントール中央
 住所 : 〒663-8241
 兵庫県西宮市津門大塚町 7-5
 電話番号 : 0798-37-0270